

川内北小学校に「転入」する際の手続きについて

徳島市川内北小学校

1. 現在通学されている学校にその旨を申し出てください。

転校の際に、現在通われている学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「氏名ゴム印」等を受け取ってください。

2. 徳島市役所で転入手続きをしてください。

住民課で「転入届」を提出し、住民登録の手続きをすると、その場で川内北小学校を指定した「転入学通知書」が発行されます。

3. 川内北小学校で手続きをしてください。

※上記1の「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「氏名ゴム印」、そして上記2の「転入学通知書」を持参してください。

※あらかじめ、電話（088-665-0007）で本校へ転入の旨をご連絡ください。

4. 手続きの際、学校より依頼した登校日に登校してください。

各学期のはじめから転入される場合は、始業式で全校に紹介します。（自己紹介）

学期の途中の場合は、朝会等で紹介します。

また、短時間にはなるかと思いますが、担任とも顔合わせをしていただきます。ご心配な点などありましたら、お話しください。

その他、不明な点等がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

◇以下は学校用の備考

4月の始業式（基本は4/8）までに学校に連絡があり、転入手続きを行った場合は住民票の移動が4月になっていても4月1日受入で対応できる（H28.4.7・市教委に確認）

転入児童確認用紙

平成 年 月 日

徳島市川内北小学校長殿

この度、川内北小学校へ転入が決まりましたので必要事項をお知らせします。
この内容に添って手続きをお願いします。

転入児童 よみがな 現学年・氏名	よみがな 年（ ）
児童生年月日	平成 年 月 日 生
保護者	氏名 続柄
住 所	
電 話 番 号	
転 入 理 由	・保護者転居のため ・その他（ ）
転 入 年 月 日 (最初に登校する日)	平成 年 月 日
転 出 元 学 校 名	

※未定の場合、記入できる項目だけで結構です。